

## 受託候補者特定基準

評価項目	評価の観点	配点 × 係数	評価点
<b>1 実施方針及び実施計画</b>			<b>90</b>
(1) 実施方針	ア 基本仕様書を理解した実施方針であり、無理がなく、かつ、経営の効率化やお客さまサービス向上に期待が持てるか。	5 × 2	10
	イ 発注者負担となる費用の予算管理、費用対効果に配慮された、具体的かつ効果的な提案となっているか。	5 × 3	15
	ウ 新たにお客さまサービス向上となる具体的かつ効果的な提案があるか。	5 × 3	15
(2) 実施計画	ア 円滑に業務を開始するため、実施計画書及び業務マニュアルの作成スケジュールなどを含め、適切な計画が具体的に示されているか。	5 × 1	5
	イ 円滑に業務を開始するため、業務引継ぎの期間を十分に確保した新規立上げの計画が具体的に示されているか。また、実効性のある業務引継ぎの実施方法を提案できるか。	5 × 2	10
	ウ 従業員に対する適切な研修計画（時期、内容（接遇を含む。）等）が具体的に示されているか。	5 × 2	10
	エ 最低賃金を遵守したうえ、実務経験者及び役職以外で新規採用する従業員の確保に支障のない給料額が示されているか。 （要求要件：広島県の最低賃金を遵守していること。）	5 × 3	15
	オ 地元採用、実務経験者の雇用・流出防止など、従業員の確保に関し、具体的かつ効果的な方策が示されているか。	5 × 2	10
<b>2 実施体制及び実施能力</b>			<b>90</b>
(1) 実施体制	ア 指揮命令系統、役割分担が明確かつ適切であるか。	5 × 1	5
	イ 配置予定の現場責任者及び副現場責任者について、どのような考え方で選任するのか。副現場責任者が複数の営業所を兼任する場合は、具体的にどのように実施するのか。	5 × 3	15
	ウ どのような考え方で総人工数（検針員を除く。）を算定したのか。また、配置人員のうち経験年数3年以上の実務経験者（現場責任者及び副現場責任者を除く。）をどのように配置するのか。	5 × 3	15
(2) 実施能力	ア 業務を円滑に遂行するための十分な資金力、経営基盤を有しているか。 （要求要件：直近の決算時において自己資本を保有していること。）	5 × 3	15
	イ 円滑に業務を遂行するため、何をリスクとして認識しているか。それらのリスクに対して、どのような管理を行い、体制を敷くのか。また、リスクが発生した場合、どのように対応するのか。	5 × 3	15
	ウ コンプライアンスに関し、組織としてどのように考察し、取り組んできたか。	5 × 1	5
	エ 障害者差別解消に関しどのように取り組んできたか。また、障害者雇用促進法に規定された法定雇用率、法定雇用率に満たない場合の理由と改善への取組みはどのような状況か。 （要求要件：障害者の雇用の促進等に関する法律第47条に基づく企業名公表に至っていないこと。）	5 × 1	5
	オ 良好な労働環境に関し、組織としてどのように考察し、取り組んできたか。	5 × 1	5
	カ 災害時における応急措置等について、迅速かつ円滑な対応が可能か。	5 × 2	10

評価項目	評価の観点	配点 × 係数	評価点
<b>3 各事務の実施方法、経験及び専門知識</b>			<b>140</b>
(1) 水道の使用開始事務、納付制事務並びに口座振替及び自動払込事務	水道の使用開始事務、納付制事務並びに口座振替及び自動払込事務の実施方法が、データ入力の正確性を担保した具体的かつ効率的な提案となっているか。	5×2	10
(2) 計量事務	ア 計量事務の実施方法が、検針計画の順守を担保した具体的かつ効率的な提案となっているか。	5×2	10
	イ 検針指導の実施方法が、計量事務の質の確保・向上につながる具体的かつ効果的な提案となっているか。	5×3	15
(3) 調定事務及び清算事務	ア 現地調査の実施方法が迅速性を確保した具体的かつ効率的な提案となっているか。 また、本市が行う漏水調査業務と、どのように連携するのか。	5×2	10
	イ 水道料金等の調定事務の実施方法が、用途変更及び水量認定並びに料金更正に係る説明責任を考慮した具体的かつ効率的な提案となっているか。	5×2	10
	ウ 清算事務の実施方法が具体的かつ効率的な提案となっているか。	5×1	5
	エ 未調定及び誤調定の発生抑制策が具体的かつ効果的な提案となっているか。	5×2	10
(4) 収納事務及び滞納整理事務	ア 収納事務及び滞納整理事務の実施方法について、収納率向上につながる具体的かつ効率的な提案となっているか。	5×3	15
	イ 大口滞納及び早期徴収の対策について、生活困窮者などの社会的弱者への対応を含め、組織としてこれまで、どのような考え方で取り組み、どのような実績を重ねてきたか。また、本市ではどのように取り組むのか。	5×3	15
(5) その他全般	ア 本市が意思決定する更正決定、給水停止執行その他の決裁資料を作成する作業の実施方法が、具体的かつ適切な提案となっているか。 また、お客さま対応を要する業務については、どのように本市の意思決定と連携するのか。	5×1	5
	イ 苦情処理について、組織としてどのような考え方で取り組んできたか。また、本市ではどのように取り組むのか。	5×2	10
	ウ 事故又は損害賠償案件が発生した時、組織としてどのような対応を行ってきたか。また、本市ではどのように取り組むのか。	5×2	10
	エ 個人情報保護、情報セキュリティについて、組織としてどのような対応を行ってきたか。また、本市ではどのように取り組むのか。	5×1	5
	オ 地域貢献性を有する現実的な提案があるか。	5×2	10
<b>合 計</b>			<b>320</b>

## 注意事項

### 1 評価基準について

提案については、関係法令が遵守されることを前提として、観点ごとに下表のとおり5点を限度として評価するものとし、受託候補者特定基準に示す係数を乗じて評価点とする。評価方法の詳細については、次のとおりとする。

- (1) 提案内容の一部又は全部が違法であり、かつ、違法状態の速やかな是正を怠っていると認められる場合は、その提案者を失格とする。
- (2) 次に掲げる要求要件を満たさない場合は、その提案者を失格とする。
  - ア 広島県の最低賃金を遵守していること。
  - イ 直近の決算時において自己資本を保有していること。
  - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律第47条に基づく企業名公表に至っていないこと。
- (3) 各観点において、提案が根拠や具体性がないなど、評価の判断材料に欠けるときは、点数を0とする場合がある。

区分	点 数					
	0	1	2	3	4	5
評価	・記述がない。 ・要求要件を満たさない。	非常に劣っている。	劣っている。	・普通 ・現状程度の水準である。	優れている。	非常に優れている。

### 2 受託候補者の特定について

最高得点者（提案者の中で評価点の合計が最も高い提案書を提出した者）を受託候補者とするが、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 評価点の合計が満点の6割に達していない場合
- (2) 最高得点者が2者以上あったときに審査委員会の協議によって受託候補者に特定されなかった場合